

告示

埼玉県告示第七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

氏名		変更事項			
大塚 博孝		施術所		施術所	
所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称
（追加）	（追加）	加須市旗井一七四 三―二	M i o 鍼灸整骨院	東京都港区港南四 ―二―六シテイー タ ワー品川二〇二	こうなん整骨院
春日部市緑町六― 一二―一二リベルテ メゾンB二〇二	訪問マッサージ N K I S U N 春日部	久喜市伊坂北一― 七―二	m i o 鍼灸整骨院	加須市旗井一七四 三―二	M i o 鍼灸整骨院
蔭山 拓真	施術所	所在地	名称	所在地	名称

松下 宗馬		氏 名
施術所		変 更 事 項
所在地	名 称	
さいたま市北区日進 町二―七六四―二	はっとりはり・きゅう 接骨院（日進院）	変 更 前
さいたま市大宮区三 橋一―七二二―一 〇一	はっとりはりきゅう 院（なみき院）	変 更 後